



No.33

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2019年5月10日

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

ぼーっとしてると 憲法に叱られる



人と人が戦わない憲法九条を守ろう

山口 ひろみ（出版労連出版情報関連ユニオン）

【改憲の布石が打たれてしまうことへの懸念】

安倍政権は「自民党結党の悲願」として憲法改正を掲げ、衆院憲法審査会を設置しました。4月3日には「主要野党からの出席がない」との理由で、改憲に賛成している委員だけの意見交換会が非公式に行われました。私たちの知らないうちに、着々と改憲への布石が打たれてしまう可能性が懸念されます。

【昨夏原水禁大会への派遣を機に】

昨年8月、原水禁世界大会に派遣されたことを機に、改憲への危機感を強く持ち始めました。

とくに、2日目に岩国基地を見学した時のことは、非常に印象的でした。河川と有刺鉄線、管制塔の向こうに戦闘機が並んだ光景を目の当たりにし、ガイドの方から説明を受けました。米韓合同軍事演習の際に岩国基地から戦闘機が離陸したこと、駐留機が今後核を

搭載する可能性、基地に駐留し情報収集や機雷掃海を担う自衛隊の存在。何より、厚木基地から移駐された空母艦載機スーパーホーネットの爆音が地元・岩国の人々の生活を脅かしている現状を聞いた時には、怒りを覚えました。

また、世界大会の3日目に行われた平和式典の後、MIC主催による慰霊碑巡りにも参加し、そこでガイドの方から、原爆投下直後の被害者の方々の状況や、慰霊碑が建立された経緯を解説していただきました。なかでも、ガイドの方のご家族が爆心地付近で原爆被害に遭い、2週間食べることも飲むこともできず、治療の施しようもなく苦しみぬいて亡くなられたことをお聞きした時は、言葉を失ってしまいました。

【改憲案九条の2は悲劇を再び作ってしまう】

広島から帰った後、私は、出版ユニオンの諸行動への参加を通じて、憲法について考え

たり学んだり、いろいろと話し合っています。

今期から、憲法茶話会（出版ユニオンの平和憲法委員会。憲法等について話し合う）の運営にかかわるようになりました。茶話会に参加されているベテランの方々には知識が追い付きませんが、参加を重ねるにつれ、世界大会で見聞きした経験を反復して考える機会も増え、そのうえであらためて、改憲には反対すべきだと考えるようになりました。原爆が投下されたり、国の都合で人と人が殺しあう悲劇は二度と起こしてはいけないのに、なぜ安倍政権は「自衛隊違憲論の余地をなくすため」に、人と人が戦うことを認める九条の2を新設したがつているのか、疑問を感じます。というのも、九条の2は、以下の条文となっています。

「第九条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めると

ころにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

これは、現状の九条2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と相矛盾し、いわば死文化させる内容とも考えられるからです。現行の憲法下ですら、日本の軍事力は世界で8位との統計が出ており（2017年）、九条の2が認められれば、これがさらに加速し、人と人が戦うことへのハードルが低くなることが懸念されます。安倍首相は、自分の大事な人が、互いに殺しあったり、突然爆弾で命を奪われたりしても、何も思わないのでしょうか。

私たちは、人と人が戦うことを認める憲法が生まれることを何としても止めなければならぬと思います。そのために、何ができるか考え、諸行動に生かしたいと思います。

十七字の戦争

川柳誌から見た太平洋戦争と庶民の暮らし

田村義彦 著



価格 2200 円＋税
発行 かもがわ出版
京都市上京区堀川通出水西入
電話 075-432-2868

関東に「川柳きやり」、関西に「番傘」、戦争中も出し続けた川柳雑誌があった。1941年真珠湾攻撃前夜から敗戦を経て46年初めまでの2誌から、国民がどのように困苦に耐えたのか、川柳に残された世相を著者は記録する。翼賛吟だらけかと思いきや、検閲に引っかかりそうな句も多い。用紙配給量が減り、厚表紙は消えページは減る一方。誌面が窮屈になり小活字でしのごうと思っても、小活字で近視になってはお国の役に立たぬと禁止。1年ごとに、最初に「太平洋戦争関連年表」、2誌のその月の号から、世相を表す川柳と解説という構成。都合の悪いこと、いやな思い出はなかったことにしたがる日本人の悪い癖を抑え、戦争を「忘れない」ために。出版ネッツ組合員田村さんの労作。

あなたがこれほと思う川柳を、ぜひ本を手にとって、選んでください。ありすぎて困るかもしれません。



当時、先のごことはだれにもわかりませんでした

内田 浩（出版労連中央執行委員）

「歴史が人に示してくれる最も重要な命題は『当時、先のごことはだれにもわかりませんでした』ということかもしれない」（村上春樹『1Q84』から）

安倍首相は年頭、夏の参院選の争点として「憲法改正」に言及した。その自民党改憲案の第二の柱が「緊急事態条項」（国家緊急権）の新設である。「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがない」とときには、内閣が「政令を制定することができる」というものである。

緊急事態条項の最大の問題点は、憲法で保障されている基本的人権が容易に制限されてしまうことである。国家緊急権の濫用により「人権保障の例外」が設けられ、行政権に権限が集中する。行政権に対する議会による民主的統制も人権侵害に対する司法による救済も困難となり、濫用は長期化し、その回復は困難となる。このような事態が立憲主義による人権尊重という憲法の理念に反し、強度の人権侵害がなされる危険性が高いことは明白である。具体的には、次のものが挙げられる。令状なしでの逮捕や搜索、外出禁止、通信検閲、報道統制、財産権の制限などである。現在、当たり前のように享受している諸権利が根こそぎ失われる。

しかも、これらの規定はきわめてあいまいである。条文は「大地震その他の異常かつ大規模な災害」と自然災害の発生に備えたものであるかのように見えるがそうではない。自民党改憲草案では緊急事態を「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他」としていることからしても「災害」はこれらすべてを含む表現であることは明らかである。その他たとえば、ストライキやデモによる騒乱、金融不安なども想定されよう。

何が災害なのかを決めるのは政権であるから、政権の思いのままの運用が可能となる。

緊急事態条項で想定されている事態への対処は、すべて現行法で対応が可能である。なぜ、この条項を盛り込もうとするのか。それは歴史が示すところである。

1933年に成立したヒトラー政権は、国会放火事件を機に、基本的人権と市民的自由権を大幅に制限する国家緊急権である「大統領緊急令」を發布。ドイツ共産党員をいっせいに逮捕した。その後の選挙で、ヒトラー率いるナチス党は躍進し、国会の過半数を獲得。共産党の議席を剥奪して、「全権委任法」を成立させた。ヒトラーは首相となり、わずか4か月で独裁体制を固めたのである。

クーデターなどを起こす必要はない。突撃隊などの暴力装置を用いつつも、あくまで合法的に政権を奪取した後、政敵を殲滅すればよいのだ。こうして当時、世界で最も民主的な憲法とされたワイマール憲法は合法的に無力化され、民主的憲法の下で育成されていた膨大な数の労働者は、組織的な抵抗もいまま潰されてしまった。

同年5月1日。労働組合は、ナチスの「国民労働デー」を祝ってメーデーのパレードを行った。この迎合的態度に喜んだヒトラーは、メーデー翌日の5月2日、突撃隊と親衛隊をもって全国の労働組合を占拠し、組合員らを一斉検挙した。

このような労働者・労働組合の無抵抗は、ナチスのプロパガンダによってもたらされただけでなく、「社会ファシズム論」などによって労働者組織間の対立が煽られたことにも要因がある。

歴史の教訓に学ぶべきである。「当時、先のごことはだれにもわかりませんでした」と悔やむことがないように。



なぜ「憲法 9 条にノーベル平和賞を！」の運動をはじめたのか 平和を守る運動から、創りだす運動へ

小澤 晴美（全印総連女性部長）

小泉自公内閣のもと急速に進められた「戦争のできる国」づくりに対し、直接、命にかかわってくることになる危機感を持ちはじめた 2003 年。全印総連の女性部では、私たちって、いつも「戦争反対！」とか「〇〇反対！」って叫んでるけど、『日本は平和』と感じている人に、「平和が危ない！」「戦争反対！」という言葉はどれだけ心に響くのか？ どうしたら耳を傾けてもらえるだろうか…？ という議論がありました。

当時、故北原桂子女性部長が「〇〇を！」という平和を創りだす運動、誰でもが「そうだね」と共感できる呼びかけを考えようと提案しました。「『ノーベル平和賞』というプラカードを見たことがある」のつぶやきから議論が進みました。ILO（国際労働機関）も受賞している「平和賞」です。誰もが直感的に理解できる言葉、「もう戦争はしません」と誓った憲法 9 条を、憲法を守るだけでなく、世界に広めるための発信として、『憲法 9 条にノーベル平和賞を！』の運動をしていこう！ この運動を、女性部を中心に、全印総連東京地連の組合員に呼びかけ、有志で始めました。

「本気か？ 受賞したら誰が受け取るんだ？」など聞かれましたが、受賞は個人か団体が条件であることは承知のうえで、まずは 9 条を広め、ノーベル財団にも働きかけることを目的にしました。同時に、私たち労働組合のように組織された労働者だからできること、一般市民の、活動したくても、どうしたらいいか悩んでいる人とも手を結びたい、そんな思いがありました。

行動のスタートは 2004 年 3 月 20 日の国際反戦共同行動。『憲法 9 条にノーベル平和賞を！』への賛同はがき付きのカラーチラシを 2 万枚作成し、組織の力を生かして、全印総連の全国の仲間呼びかけ、チラシを配布しました。東京では芝公園で開催された集会で、

雨にもかかわらず 3000 枚を配布しました。

配布したチラシで、賛同署名とこの運動を広めるアイデアを募集した結果、英文の 9 条をデザインした 9 条 T シャツを作成し、これまでに 8000 枚以上頒布しました。

2004 年当時、世間ではグッズはほとんどなく、さりげなく 9 条がデザインされた T シャツが好評でした。今は様々なグッズがあり、普通にタグを鞆につけたりしていますが、当時は 9 条グッズを堂々と身に着ける習慣はありませんでした。

会の総会を兼ねた定例の学習会では常にユニークなタイトルを付けました。伊藤塾塾長の伊藤真氏を講師にした「明快！ 憲法がオモシロイほどわかっちゃうつどい」、
「憲法九条を世界遺産に」の編集長鈴木耕氏を講師に「『目覚めたら戦争』なんてイヤ！」、イラク派兵差し止め訴訟の原告である岡村晴美弁護士には「素直な心で読まれた憲法 9 条」、OB の本橋さん秋山さんに語っていただいた「わたしの戦争体験・戦時下の暮らし」。ジャーナリスト・朝日新聞記者の伊藤千尋さんからは「『憲法を活かして平和を創り、社会を変える』世界 68 カ国取材して」を聞きました。「はじめて憲法をつかってみました」の回では、デモ、議員要請、署名活動など憲法に保障された権利を初めて使った人の話を聞くこともしました。

そして 10 年後の 2014 年 4 月に私たち同様「憲法 9 条を守ってきた日本国民にノーベル平和賞を」の運動をしてきた神奈川の団体にノーベル財団から平和賞候補として推薦するという通知が届きました。この出来事は、自分たちのことのように嬉しかったです。

2019 年の現在、嘘とまやかしオンパレードの安倍政権を本気で打倒しなければ、私たちの未来は暗黒になってしまいます。今年の憲法集会も 9 条 T シャツを着て、意気高く行動に参加する予定です。



少しずつの変化を見逃さない！

『防衛フェリー～民間船と戦争』が伝えてくれるもの

小田桐 孝子 (ピースナウ西東京)

2018年度「ピースナウ西東京」のテーマは『自衛隊』でした。自衛隊とは何か、日本国憲法下での役割、活動の実態、あり方など、様々な角度から学習し、意見を出し合い、講演会、展示会をもちました。

そんな中、出版労連「憲法が危ない」集会で、『防衛フェリー～民間船と戦争』（第72回文化庁芸術祭テレビ・ドキュメンタリー部門大賞／名古屋テレビ放送）を上映するというので観に行き、民間船の徴用実態を知りました。

国家総動員法があった1930年代とこのドキュメンタリーが作られた2017年では、時は変わり平和憲法の時代になったと思いきや、何ら変わらない“有事の時の民間人活用”。恐ろしいけれど事実です。日本国憲法があっても、気づかぬうちに少しずつ戦時中と同じことが行われているのですから。

そもそも戦争放棄を掲げた日本国憲法には、当然ながら有事という言葉はありません。1954年自衛隊が創設され、自衛権をめぐる9条（戦争放棄）との問題の出発点となりました。2003年小泉政権下で有事関連3法が成立。2004年には国民保護法などの有事関連7法が成立しました。そして2013年安倍内閣の下で「防衛大綱」、2015年安保法制が成立し、自衛隊の任務、米軍への支援が拡大されたのです。こうして少しずつ戦時中と同じ「有事の時の民間人活用」、「徴用」が復活し、私たちの日常生活に深くかわり、危ない影響を及ぼすのです。当時中学1年生の末息子が、「僕たち徴兵されたり、戦争に行かなきゃならないの？」とTVを見ながら不安そうに話していたことが忘れられません。そして、今回の映像で観た、戦時中から現在までの民間船徴用の実態は、平和憲法を持つ日本にとって、どう考えても憲法違反の事業契約が、平気でまかり通っているというものでした。

防衛省と契約した民間船ははたして安全なの

でしょうか。「政府から命令が来たら行かざるを得ない」とは当時徴用船の指定業者の言葉です。

1944年フィリピン近海、徴用漁船は、米潜水艦の攻撃を受けました。19歳の船員は小石が入った白木の箱という姿で帰って来たのでした。

1991年湾岸戦争時、徴用された民間船・高速双胴船「きいすぶれんだあ号」は、日本政府が禁止したエリアに米軍の指示で入られました。イラク軍のミサイル攻撃、米軍パトリオットが迎撃するという完全な戦闘状態の中でのことでした。

1996年に高速マリン・トランスポートが防衛省と事業契約を結び、日本最速のフェリー「はくおう」（新日本海フェリー）と高速フェリー「ナッチャン World」（津軽海峡フェリー）が熊本での復興支援等に自衛隊を運びました。その乗組員は海上自衛隊の予備自衛官（元自衛官）と予備自衛官補（元自衛官ではない）。通常乗組員は、国家資格・海技士の免許が必要ですが海上自衛隊の予備自衛官、予備自衛官補は免許が要りません。そのため自衛隊未経験者が短期で一定期間訓練を受け予備自衛官補になるそうです。全日本海員組合は“徴用”に繋がるとこの制度に反対しています。

これが、防衛省が事業契約を結び、民間船の徴用をしてきた実態でした。なんと10年間で250億円をかけて！ 戦時に失われた徴用船は15,518隻。戦没した船員60,609人。民間人を消耗品のごとく徴用する制度は、今も昔も変わりません。人権意識が皆無であるのも変わっていません。戦後日本国憲法が基本的人権を唱えていても

「戦争は、決して過去のことでない」。『防衛フェリー～民間船と戦争』はそんなことを私たちに伝えてくれます。有事法が成立した当時もつとも気になっていたことがまさにこれ！ 戦時中の徴用そして現在の自衛隊を運ぶことなど。少しずつの変化に気づかずにいることの危うさを認識し、多くの知らない人に伝えたいものです。



ふとしたときに、憲法があることを実感します

山田 真吾（出版労連書記）

5月3日は憲法記念日ですが、日本国憲法の好きな条文の一つ挙げるとしたらどの条文をあげますか？ すぐに「これだ！」という人もいれば、「どれにしようかな？」と悩む人も少なくないでしょう。普段意識しなくても私たちの生活には憲法は息づいていて、それがふとしたときに出てくる瞬間があります。日本国憲法 25 条には「生存権」が明記されていますが、これと同じような中身が最低賃金法 9 条には書かれています。また私たちの労働組合活動の基本となる労働組合法については憲法 28 条がもとになっています。ちなみによく「労働法」といわれますが、労働法という名前の法律はなく、労働関係法令を総称して「労働法」と呼ばれています。

私は今年1月から出版労連の書記として働いていますが、その前は「首都圏青年ユニオン」という個人加盟ユニオンの専従者をしていました。ここには年間 300 件ほどの労働相談が寄せられ、その多くが労働基準法違反でした。よく寄せられる相談内容を違法の三点セット（「時間外割増賃金や深夜割増賃金の未払い」「社会保険や雇用保険の未加入」「有給休暇を使うことができない」）と呼んでいて、これに加えて「もう明日から来なくていい」という解雇や雇い止め、パワハラ、セクハラの相談もありました。

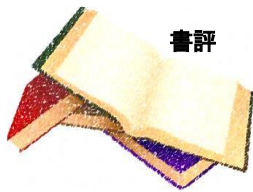
あるとき、青年ユニオンの事務所に来所予約なく訪ねてきた方がいました。聞けば、「住み込みの仕事をクビになり、家も仕事も失って、どこに行けばいいか悩んでいるときに図書館で一冊の本を読んだら、その巻末に青年ユニオンが載っていた」というのです。雨宮処凛さんが書いた本から青年ユニオンに辿り着いたようでした。公立図書館で日中過ごし、夜はお金があればネットカフェ、お金がなければコンビニで本を立ち読みして朝が来るま

で待っていたと話してくれました。あの本がなかったら、その方はどうなっていたのでしょうか。

青年ユニオンには貧困と隣り合わせの相談が多いため、労働相談で必ず聞いている質問があります。「いま手持ちの現金はいくらか？ 借金はあるか？」 「いま住んでいるところは持ち家か借家か？ 家賃滞納はないか？」を尋ねて、場合によっては青年ユニオンの顧問弁護士を通じて債務整理や自己破産手続きをすることや、団体交渉を申し入れる前に生活保護を申請するため役所に同行するということもありました。

またあるとき、時間外割増賃金未払いの案件で、まともに対応してこない飲食店があり、本店や系列店がある表参道や渋谷ヒカリエ前などで街頭宣伝をしたことがありました。その際、警察官が「歩道の確保」や「近隣からウルサイと通報があった」などと警告をしてきても、こちらは「憲法や労働組合法に基づいた労働組合の宣伝行動であり、警察には民事不介入の原則がある」と主張し追い返しました。その場面を見ていた青年ユニオン組合員は、「普段憲法って意識したことなかったけど、こういう場面で生きるんですね」と宣伝後に話してくれました。この飲食店からは、複数回の街頭宣伝後に、こちらが思っていた以上の金額の金銭和解を勝ち取ることができました。これは憲法があったことによる成果の一つです。

違法・無法な労働環境で生活している若者には憲法というものはそんなに身近な存在ではないかもしれませんが、「おかしいこと」や理不尽な目に遭遇したときに泣き寝入りせず、声を上げて権利回復の実現をめざす場合には、その闘いを憲法が後押ししてくれます。身近な存在だからこそ忘れがちになりますが、憲法の大切さを考えていきたいです。



書評

『GHQ ゴー・ホーム・クイックリー』

中路啓太 著

2018年11月 1850円+税 文藝春秋

本書は、占領下の1946年、吉田茂ら政治家や官僚が、GHQ憲法草案を如何に＜日本化＞し、現憲法を成立させるために奮闘したのかを描いた小説である。もちろん奮闘の動機は「国体護持」である。天皇制を守るためにはGHQ草案を受け入れるしかないと考えた政府の命を受け内閣法制局官僚佐藤達夫は、新憲法成立に向けて苦闘する。

吉田茂は「GHQはゴー・ホーム・クイックリー『さっさと帰れ』だ」と言い、これを吉田の気骨を示すものと称賛する向きもあるが、私には陰口にしか思えない。著者は「吉田はアメリカに…早く占領をやめて帰ってもらいたいと考え、新憲法の制定を急いだ。最終的には、ある種の占領状態が永続するような選択をせざるを得なかった。いまだにアメリカ軍が日本国内に駐留するわけです」とインタビューで答えている。

当初の政府案では、9条第1項の「戦争の放棄」に続く第2項は「戦力の保持は、許されない。国の交戦権は、認められない」であったが、議論の過程で「これを保持しない」「これを認めない」と積極的な表現に変えられた。さらに芦田均が「前項の目的を達するため」の一文を挿入した。佐藤が前項の目的以外、すなわち自衛のためなら軍隊も、交戦権も認められることになるというと、憲法担当大臣金森徳次郎はにんまり笑って黙っていると言う。現在に至る論争の種はここで仕込まれていたのであった。共産党の一貫した反対など興味深い問題が多く示される。著者は政治的アジテーションにならないよう「中立の立場」で書いたとし、それゆえか様々な解釈のできる本である。（伊豆野潔）



中西会長提言は 原子力カメラへの「我田引水」

変わっていくこと

宍戸 隆子 (かふえごはん えぞりす亭)

もう8年もたったのかと、愕然とする。

苫小牧のフェリー港で、子どもたちと深呼吸をしたのを昨日のこのように思い出す。

廃止が決まりほぼ無人となっていた雇用促進住宅が私たちの住まいになった。福島や近隣都県から、多い時で200世帯近くがこの団地に入居した。自主避難者には賠償も慰謝料もなかったから、若い母親と幼子という「母子避難世帯」が半数以上を占めた。「この団地から自殺者を出さない」が、自治会を立ち上げ最初の代表を務めることになった私の、裏の目標だった。

次々と支援が打ち切られていく中で、望む望まないにかかわらず、私たちは変化を強いられた。ただ、避難者としてではなく、生活者としての側面が強くなっていくのは、必ずしも悪いことではなかったと思う。札幌で生きていく基盤を、誰もがもがきながら作ろうとしていた。

そして、親の葛藤のそばで子どもたちはどんどん大きくなっていった。

「避難」という理不尽に泣いた子たちは、様々な思いを抱えながらも高校や大学を卒業し、すでに社会に出始めているし、母親に抱きかかえられていたあの幼子たちも今、思春期の入り口に立っている。生まれも育ちも北海道で、福島を知らない小学生の子たちもいる。

みんな、よくやったと思う。私たちはがんばったよ。そのことは、誇っていいと思うのだ。

2017年3月の住宅の無償提供の打ち切りを機に、自治会は解散した。福島に戻る人もいたが、家賃を払って住み続ける人、札幌で新しく住む場所を借りた人も多かった。

この4月、私は友人から引き継いでカフェを開いた。避難者の心のよりどころになっていたカフェだ。資格も取得し安定していた介護の仕事が減らしてカフェを始めることには、迷いもあったし後悔がないとはいえない。でも、住むところがバラバラになった今だからこそ、このカフェを残しておかなければならないと思った。それに時折顔を見せてくれるであろう、友人たちや子どもたちに会えるのが、今からすごく楽しみだったりする。

🍷 編集後記 🍷

新元号の制定と平成最後の行幸・行啓、天皇退位と新天皇即位、そして10連休などの話題に多くの人々の注目が集まっています。それは、関心が集まるような報道が繰り返されているからでしょう。しかし、その陰で改憲の策動は着々とすすめられています。安倍首相の意を受けてか、萩生田自民党幹事長代行は「ワイルドな憲法審査をすすめていく」などと述べ、自民党は憲法審査会の開催を強行しました。今号は「ぼーっとしてると 憲法に叱られる」と題し、戦争のできる国へと舵を切る改憲の動きに警鐘を鳴らし、さまざまな視点から平和憲法を守り、生かすことを訴えます。安倍政権がめざす改憲で私たちの生活はどう変わってしまうのか、人権が尊重される社会は維持できるのか、想像力を働かせてみましょう。改元・代替わりキャンペーンの洪水のなか、ぼーっとしていると取り返しのつかないことになってしまいます。現状を冷静に見つめ行動を起こさなければ、憲法に叱られてしまいます。(T)